

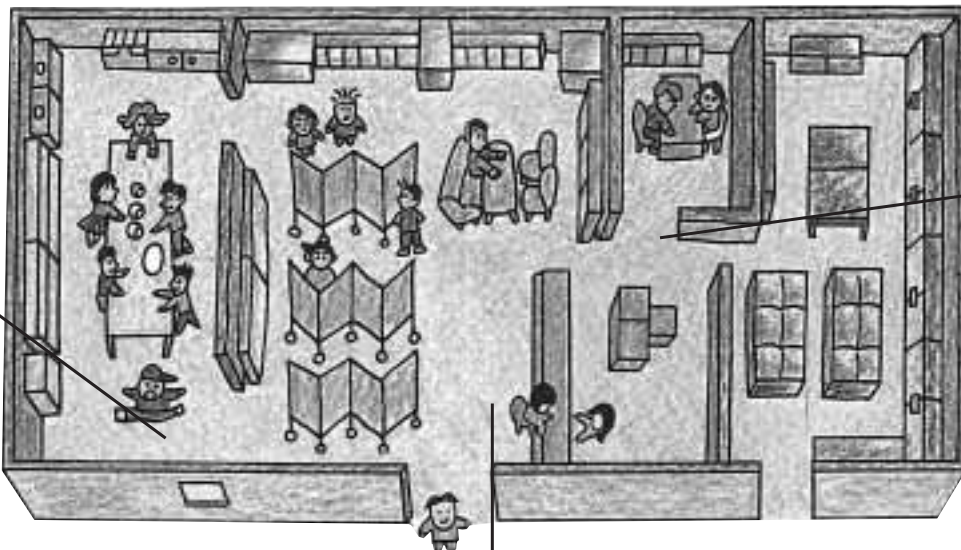
消費生活センター お気軽にご利用ください



市民の皆さんが、賢い消費生活を身に付ける場であり、消費者の窓口です

簡易テストコーナー

だれでも簡単にできる食品の鮮度や添加物の有無などのテストを、指導者と一緒にを行います。



相談コーナー

商品やサービスについての相談や苦情を受け、皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。電話でも受け付けます。

情報・展示コーナー

生活物資の価格情報の提供

くらしのレポーターの皆さんが、毎月調査している物資の価格と、各都市の調査価格とを比較し展示しています。

消費生活に参考となる雑誌、パンフレット、パネルの展示やビデオの貸し出し、視聴もできます。

生活ニューネット情報の提供

「生活ニューネット」というパソコン通信ネットワークシステムで、国民生活センターからリアルタイムの情報を得ることができます。

くらしに役立つこんなことも

計量器の定期検査の実施や計量に関する指導、啓発を行っています

計量検査



消費生活展

消費者団体、企業団体、行政が一体となって、くらしに役立つ情報を提供しています

毎月スーパーなどで、価格調査を行うほか、研修会や施設見学を行います

くらしのレポーター



くらしの1日教室

毎月専門の講師による、くらしに関する講座を開催しています

クーリング・オフの方法

クーリング・オフを行うときは必ず書面で行います。

出したことが証明できるように、内容証明郵便を用いるか、はがきの場合はコピーを取ってから簡易書留で出しましょう=記入例=。

(記入例)

両面をコピーし保管しましょう

申込(契約)日	平成 年 月 日
書面受取日	平成 年 月 日
販売会社名	株式会社
商品名	一式
担当者名	〇〇〇
右記の申し込みを撤回(または契約解除)します	〇〇〇
氏名	〇〇〇
住所	〇〇〇
平成 年 月 日	

「しまった! 契約を解除したい!」と思ったとき

クーリング・オフ

未成年者契約の取消



——と気付いたときに、この制度が使えます。

訪問販売などで契約してしまった場合、一定条件のもとであれば、消費者が業者との間で締結した契約を一時的に解除できる制度です。なお、一般の店舗販売および通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。

- ・クーリング・オフ期間は
訪問販売(アポイントメント商法・キャッチセールスなど)..... 8日間
電話勧誘販売(資格商法など)..... 8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)..... 20日間

・法律によるクーリング・オフは書面で行います。(内容証明郵便かはがきを簡易書留で郵送)

・) 訪問の場合のクーリング・オフできる要件

訪問販売法で指定された商品・サービス・権利であること
化粧品・健康食品などの消耗品は未使用分のみ
代金の総額が3,000円以上であること

上記以外にもクーリング・オフできる場合があります。

20才未満の若者(未成年者)が契約する場合は、原則として法定代理人(両親などの親権者、または後見人)の同意が必要です。同意のない契約は、本人または法定代理人が取り消すことができます。

ただし、親からもらった小遣いの範囲内で買い物をしたときなど、契約を取り消すことが出来ない場合があるので注意が必要です。

